平成２９年（フ）第１４５号
長野市新諏訪１丁目12番30―103号　妻科ハイツ
債務者　青木　彩奈
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
長野市大字三輪1226番地13　アコール北条301号
債務者　清水　美希
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
岐阜県本巣市三橋４丁目23番地　（Ｓｕｒｐｌｕｓタカハシ棟　106号）、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野738番地８
債務者　門前　剛
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４９号
岐阜市中１丁目93番地１　（ミノルガーデンパレスＣ　202号室）
債務者　熊崎　辰也
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２６２号
名古屋市中川区打中２丁目266番地　西垣マンションＣ－３
債務者　髙石　実紘（旧氏名**真鍋博美**）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０３号
滋賀県甲賀市信楽町田代353番地１
債務者　福島可南子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２５号
大津市大平１丁目22番18号
債務者　縁光　忠雄
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５３号
滋賀県甲賀市甲賀町大原市場768番地―201号
債務者　冨士枝　繁
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
滋賀県東近江市中小路町668番地　グランデフィオーレ205号室
債務者　雁瀬　里沙
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５９６号
広島市南区日宇那町21番20号
債務者　川本眞由美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９７号
広島市南区日宇那町21番20号
債務者　川本　勝紀
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目71番22号　エクレールＴ203号
債務者　三雲　隆一
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４９号
鹿児島県垂水市新城558番地３
債務者　城元　亜美（旧姓中島・尾辻）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―202号
債務者　谷田　静江
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２９号
秋田県大仙市上鶯野字中道２番地　コーポイン99　201号
債務者　鈴木みさ子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第８９号
富山県高岡市葦附1239番地の27　高岡市志貴野身体障害者相談支援センター　志貴野苑、住民票上の住所富山県富山市今市3246番地
債務者　平瀬　仁
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１３５号
三重県桑名市藤が丘７丁目410番地　ブエナビスタＡ棟102号
債務者　山木　高光
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係